

議案第 24 号

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 23 年 3 月 8 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和45年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(納期) 第 12 条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。 第 1 期 <u>6 月 15 日から同月末日まで</u> 第 2 期 <u>7 月 1 日から同月末日まで</u> 第 3 期 <u>8 月 1 日から同月末日まで</u> 第 4 期 <u>9 月 1 日から同月末日まで</u> 第 5 期 <u>10 月 1 日から同月末日まで</u> 第 6 期 <u>11 月 1 日から同月末日まで</u> 第 7 期 <u>12 月 1 日から同月末日まで</u> 第 8 期 <u>翌年 1 月 1 日から同月末日まで</u> 2 略	(納期) 第 12 条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。 第 1 期 <u>6 月 1 日から同月 30 日まで</u> 第 2 期 <u>7 月 1 日から同月 31 日まで</u> 第 3 期 <u>8 月 1 日から同月 31 日まで</u> 第 4 期 <u>9 月 1 日から同月 30 日まで</u> 第 5 期 <u>10 月 1 日から同月 31 日まで</u> 第 6 期 <u>11 月 1 日から同月 30 日まで</u> 第 7 期 <u>12 月 1 日から同月 25 日まで</u> 第 8 期 <u>翌年 1 月 1 日から同月 31 日まで</u> 2 略

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度分の国民健康保険税から適用する。